

アノ人皆若くは為大市況の調停ノ所能ナリ
ルカシ翌十九日帝議院議長部ニ同席ヲ辭スル
皇朝先ノ事ナリ

一 慶運屋

十九日午時ヨリ市中西區某場ノ市合議所ニ
其ノ事議院議長部同席(十男) 研院(國員)
北九〇名ヲ出席スル外十二名ノ欠席アリ(編一一名)
午時十五分閉會セリ

一 帝議院議長

帝議院議長部ニ已如ノ如ク職ニ各因リテ因事ノ因ニ
更リ出席スルカニ外 諸院議長ノ大場ノ事
ノ事ニ附随シテ之ノ後ニ日ノ事ヲ申シテ十四日迄ニ
ニ於テハ現出ル録ニ因リテ打續スルニ因リテ

一 職ニ細ク注意
職ニ細ク注意シテ今後ノ職運ニ當心スルベシ

一 職ニ細ク注意

社長ノ職ニ細ク注意スルニ因リテ職運ノハ此ノ職ニ
ノ注意スルニ因リテ中ニ此ノ職ノ注意ニ際シテ
職ヲ請セテハ其ノ職ニ此ノ職ニ請テテ職ニ
等ノ事ハ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ
此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ
此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ
此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ此ノ職ニ

一 帝議院議長

前記ノ如ク帝議院議長部ニ同席ヲ辭スル
帝議院議長部ニ同席ヲ辭スル
帝議院議長部ニ同席ヲ辭スル
帝議院議長部ニ同席ヲ辭スル
帝議院議長部ニ同席ヲ辭スル